

日本近代における植民地体育政策の研究（第1報）

～満州における体育政策の成立過程～

保健体育科教育教室 入江克己

A Study on the Colonial Policy of Physical Education by the Prewar Japan (Part 1)

—The Political Process of Physical Education in “Manchuria”—

Katsumi IRIE*

（一） まえがき ～植民地体育政策に関する先行研究～

かつて筆者は、絶対天皇制下における明治神宮大会の成立と展開の過程を『昭和スポーツ史論—明治神宮競技大会と国民精神総動員運動—』（1991年 不昧堂出版）として著したが、その研究の過程で1940（和15）年の第11回〈皇期二千六百年奉祝〉大会に参加した「満州^{（まんちゅうりあ）}」国の存在にこだわりを感じ、日本というよりも関東軍の傀儡国家である、あの満州国における体育・スポーツ政策と実態がどのようなものであったのか、いつの日にか機会を見つけて明らかにする必要があると感じていた⁽¹⁾。

1993年7月4日、「中国東北淪陥十四年史」編纂委員会のメンバーを招いて日中シンポジウム「近代日本と“満州”」が神奈川県川崎市で開かれた。日本社会文学会の主催で昨年夏、中国の長春で開催された第1回シンポジウム「日本帝国主義と『満州』の文化」をうけて企画され、200余人が参加した。そこでは、「日本に統治され、資料を残す余裕もなかった」中国側に比べ、日本側にこそ資料を発掘、整備する責任があること、さらに日本側がもっと研究をしていく義務があることが指摘されている⁽²⁾。

たしかに「今までの植民地研究というと政治、経済、軍事などが中心で、文化の面から植民地や占領下のアジアの問題が検討されたことはほとんどなかった。風俗や大衆芸能やマス・メディアと大いにかかわる問題だが、そういう研究の蓄積はほとんどない⁽³⁾」という状況は、体育学研究においても同様であり、昭和戦前のファシズム期はいうまでもなく、日本の支配下における植民地体育・スポーツ政策に関する研究は、きわめて乏しいものといえる。ただ、わずかに日本支配下の旧朝鮮における体育政策に関して、西尾達雄の「日本植民地体育政策の特徴」に関する一連の貴重な研究が例外として存在するだけである⁽⁴⁾。

一方、旧満州・満州国における体育・スポーツ政策については笹島恒輔の「第13章 満州国」（『近

* Department of the Method of Health and Physical Education

代中国体育スポーツ史』逍遙書院 1966年 185～197ページ）、志々田文明の「『満州国』建国大学と身体運動教育」（『体育原理研究』第21号 1990年）が見られるものの、残念ながら、両研究とも満州国における体育・スポーツ政策とその実相に迫るものではない。

前者はその概要にとどまっており、後者は1937（昭和12）年8月、「道義世界建設の先覚的指導者を養成するを目的」として設立された建国大学における「武道の近代化と武道教育」という、対象が個別分野に限定されており、民族支配としての植民地体育・スポーツ政策の分析という視点が欠落している点は、惜まれる。

（二） 分析の視点（1）

ところで、一般的にわが国近代における植民地支配の構造は、「『本土』を中心として同心円の拡がりをしめし」、かつ「その外郭に皇民化朝鮮・台湾などの直轄植民地（第二次大戦の末期、『本土決戦』の戦略的配置において本土に属する沖縄・千島は外郭として位置づけられた）」であり、これら植民地の外縁に「文化之融合」した「日満華」という旧帝国主義的文明圏の性格を残す「東亜新秩序」を位置づけ、さらにその外周に「東亜新秩序」をささえる「大東亜共栄圏」と名づけられた経済・資源・補給圏が設定された。

このような同心円的な支配構造は、「新秩序」という名の旧帝国主義的秩序を内包しつつ、資源圏である諸地域は、「戦争協力ノ強化」のために一方的な奉仕を強要される立場にあった。これは、言葉を変えれば「皇民化」政策から「文化之融合」政策という論理の転換であり、この新旧二重の帝国主義的支配は、19世紀以降の欧米帝国主義による一貫した植民地の帝國的支配という構造と異なった特徴をしめしているとされている¹⁾。

この「皇民化」政策から「文化之融合」政策という場合、両者は断絶した関係にあるのではなく、前者の「皇民化」政策は、後者の背後に隠蔽されているものとしてとらえるべきであろう。

では、こうした植民地支配の構造的な特質とのかかわりで分析の視点をどこに据えるのか、が問題になってくるが、基本的には、わが国が満州と具体的なかたちでかかわる1905（明治38）年から1932（昭和7）年の満州国の成立を経て1945（昭和20）年の満州国の崩壊に至る過程における植民地体育政策ならびに理念を分析することによって、上述の支配構造が、いかに映し出されたのかが問題にされるだろう。

（三） 植民地（満州・満州国）体育政策の創始・展開・崩壊の過程

例えば、「満州建国十年史」は、「執政時代（大同元年～大同3年2月）」、「帝政第一期（康德元年～同4年6月）」、「帝政第二期（康德4年7月～同9年3月）」に区分しているが、以上の過程を次の5段階に区分することによって明らかにしたい。

- (1) 1905（明治38）年の日露戦争（ポーツマス条約）から満州事変を経て傀儡国家である満州国の成立に至る過程と満州体育・スポーツ政策の特質。この段階は、複製化された近代体育とスポーツの移植をとおして自国民（＝移植民）を〈皇民化〉していく教化政策の段階である。
- (2) 執政による満州国成立（1932年 大同元年）から帝政実施（1934年 康德元年）の間における満州国体育政策の理念と実況とは、いかなるものであったのか。この過程は、五族協和（日・朝・満・中・蒙）・王道楽土建設の手段として体育・スポーツによる〈文化開発〉と五族に対する〈文

化之融合〉政策が繰り広げられる段階である。

- (3) 1934年の帝政実施から新学制の実施(1937年 康徳4年)における満州国体育政策の変容。この過程では、教育制度の再編を梃子に〈文化之融合〉を経て「日満華」の〈スポーツ文化圏〉の形成、ならびに溥儀の訪日(1935年)に象徴されるように、〈東亜新秩序〉建設の一環として組み込まれていく。
- (4) 1937年の新学制実施から1941年のアジア・太平洋戦争勃発に至る満州国体育政策の特徴とはなにか。「皇国日本」を中軸にその外縁として〈東亜新秩序〉建設の大義名分のもとに回鑿訓民詔書、溥儀の再度の訪日(1940年)と建国神廟創建にみられる〈建国精神の闡明〉、「日満華」一体の強化が呼号され、資源補給圏・戦争協力体制の強化という軍事戦略上から位置づけられる。
- (5) アジア・太平洋戦争の勃発から翌年の建国十周年を経て1945年の満州国崩壊における体育政策理念とその実相。「大東亜共栄圏」の構想のもとに日本の国家総力戦体制に従属し、自壊していく段階である。

この(第1報)では(1)を対象に、その過程を考察することにする。

1. リットン調査団と満州国スポーツ・イベントの展開

(1) 「第1回建国大運動会」の開催と「満州国体育協会」の成立

満州事変勃発の翌年である1932(満歴 大同元)年3月1日、〈満州国建国宣言〉が行なわれた直後の4月、関東軍による傀儡国家である満州国の成立と同時に、同年5月に新京(もとの長春)に到着予定の国際連盟が派遣したリットン調査団⁽¹⁾の満州における視察日程に呼応するかのように、全国的に「建国劈頭を記念して、満州国内諸民族青少年を動員して、体育運動を通じ建国精神の第一礎石を築くと共に、国民体位向上の重要性を全国民に認識せんとする目的⁽²⁾」のもとに日・満建国記念連合大運動会(第2回大会からは連合の文字を削除し、建国記念〈開催地名〉大運動会と改められる)を各地で開催する案が企画された。

当時の関東軍宣伝課、民生部文教司、資政局弘報処等の関係者の間で協議が行なわれ、その結果、この運動会の主催者として体育所管の文教司内に体育運動統制機関が組織された。「ここに満州国体育協会という名称が全関係者によって黙認せられた。未だ形無き主催者であったが、これによって建国と同時に国家的な体育統制団体が生まれ、その第一着手事業である本大運動会によって幸多い体育の発祥を見たのである。⁽³⁾」

大運動会は4月下旬から5月上旬にかけて実施されたが、その模様はこう伝えられている。この第1回大会は、初等・中等学校児童生徒、専門学校以上の学生を対象に奉天(現瀋陽)、長春(新京)、哈爾濱を中心に「全滿三〇余カ所(正確には31都市 筆者注)で行なわれたが、爾来これが体育協会の年中行事として端午の節句の日に催され、民族融和を目的とする体育祭として年々隆盛に赴いた。一九四一年の第十回大会のときは、開催地三七〇余カ所、参加人員二〇〇万人を突破するに至った⁽⁴⁾」という。

種目は、「各種民族児童を適宜団体もしくは数組等に混入し、民族融和の実現を期する如き⁽⁵⁾」ものとして団体運動(マス・ゲーム体操舞踊)を中心に、運動競技(演技・武技・陸上競技・サッカー・器械体操・その他仮装行列)であった。「第一回大会に当りては、開催前後に於ける宣伝に力が注がれ、運動会歌を作成すると共に、国旗掲揚に合唱すべき国歌に代る建国歌⁽⁶⁾も作成せられ、又日満両国旗掲揚の日本国旗は関東軍司令官閣下より、満州国旗は大会名誉総裁溥儀執政より寄贈の

光榮に浴した⁽⁶⁾」という。

リットン調査団の日程にぶつけて大会が開催されたところに、関東軍の戦略的意図が端的に表れているが(この点に関する分析は次の機会にゆずりたい)、リットン調査団の一員として同行したドイツ代表のH・シュネーによる『満州国見聞録—リットン調査団同行記—⁽⁷⁾』は、残念ながらその様子について何ら書き残していない。

ただ『満州建国十年史』は、「斯くて第一回大会は開催各地共予期以上の成果を収めて終了したのであるが、偶々国際連盟調査員リットン卿一行の来満あり、哈爾濱、奉天其の他に於て本運動會に遭遇、満州国が建国の初頭、既に斯の如き一大文化運動を開催し得た事実に多大の感銘を与えたのである⁽⁸⁾」といい、建国運動会の実施が、たまたま偶然にリットン調査団の渡満と「遭遇」したにすぎないと記述している。

この第1回建国運動会の実施とともに設立された満州国体育協会は、後に執政から帝政への移行により「大満州帝国体育連盟」に再編されることになる。

(2) 第1回満州国体育大会の開催

建国大運動会とともに注目すべきは、引きつづいて同年9月25日、第1回満州国体育大会が開催されていることである。この大会は男女陸上競技、男子バスケットボール、女子バレーボールの3種目のほか、デモンストレーションとして新京女子小・中学校舞踊、新京武技道場会員武技演技等にわたって奉天省・吉林省・黒龍江省・新京特別市・東省特区5団体の総勢150名の選手が参加して新京西公園運動場で繰り広げられている。

この大会の参加資格は、各満州国体育協会支部の区域内に2ヵ月以上居住している者であれば、「満州国内居住民は其の民族如何を問はず総て選手の資格を有す」とされている。

『満州建国十年史』は、「大同元年九月運動競技者の最高試練目標であり、且又運動競技発達の門戸とも言ふべき、第一回満州国体育大会の開催が企図せられた。本大会の開催は当時の実状より見ては、無謀に近い企てであったのであるが、将来に備へて建国元年に於て其の第一回を強行する重大意義の前に、あらゆる非難と困難な事情を押し切って実現の運びに至ったのである。……結果は悲観的予想を解消し、堂々将来の躍進を約束する好成績を齎らしたのである⁽⁹⁾」と記録している。

第2回大会は、翌大同2年9月29日から3日間に延長され、7団体300名が参加し、陸上競技のほかに男子バレーボール、サッカー、女子バスケットボールを加えて実施されている。以後この大会は、第2回大会からは極東選手権大会の派遣代表予選も兼ね、年々その規模を拡大していつている。

ところで、満州国の成立とともにこうした大がかりな競技大会が、なぜ可能になったのか。日本の傀儡国家である満州国における体育・スポーツ政策を明らかにするためには、満州国成立の立役者となった「関東軍」と満州における植民地支配の中軸となり、かつ体育・スポーツを普及させた「南満州鉄道株式会社」(以下、満鉄)について触れなければならないことは、言うまでもない。

2. 関東軍の登場と満州国の成立過程

(1) 関東都督府の設置と満州鉄道の割譲

東三省(遼寧省・吉林省・黒龍江省)と呼ばれる満州は、東西の長さ約4,200キロ、南北の最大幅1,650キロ、面積およそ120万平方キロ、日本本土の約3倍以上、フランスとドイツ(旧東西)をあわせたものに匹敵する(図1)。その満州が注目されはじめたのは19世紀に入り、先進資本主義国が

中国進出を始めてからである。

まず帝政ロシアが満州に進出し、1895 (明治28) 年の日清講和条約で満州を含む清国全土で治外法権を獲得するとともに、1901 (明治34) 年 9 月、英、米、露、伊、日、清朝と「最終議定書」を調印し、北京と海岸間を占領する権利を獲得し、翌年には天津還付に関する交換公文により天津市への駐兵権が追加され、日本は1,570名の兵隊を派遣した。

日露戦争の結果、1905 (明治38) 年 9 月のポーツマス条約により日本はロシアから長春・旅順間の鉄道を割譲し、1キロにつき15名以内の鉄道守備兵を配備する権利をもち、10月には関東総督府 (翌年 8 月、旅順に設置された関東都督府の前身) を設置し、指揮下に陸軍 2 個師団を駐留させた。翌1906 (明治39) 年12月の北京条約によって中国は、ロシアの租借していた関東州、東支鉄道長春以南の路線の日本への委譲と新たに15年間における安東・奉天間の鉄道経営権を日本に与えたのである。

(2) 関東庁の設置と関東軍への再編

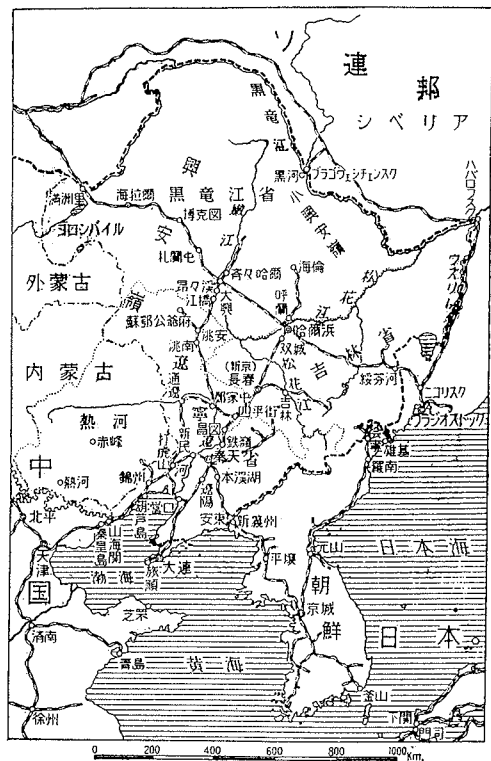
翌1907 (明治40) 年 3 月、には同鉄道と附属地を警備する独立守備隊 (6 個大隊) が配備される一方、同 7 月に第 1 次日露協定を締結し、南満州を日本の勢力範囲とすること、ロシアは日本の朝鮮併合 (1910・明治43年) を承認することを取り決めている。さらに第 1 次世界大戦のさなかである1915 (大正 4) 年の「二十一ヶ条」の要求により、旅順、大連を含む関東州は1997年まで、満鉄本線は2002年まで、安奉線は2007年まで延長された。

こうして旅順、大連の租借権、南満州鉄道の経営権等を受け継ぎ、満州支配の素地をつくるとともに、1912 (明治45) 年 7 月の第 3 次日露協定で日本の特殊権益の境界線を内蒙古 (熱河省) までとし、ここに満州問題は、満蒙問題に拡大することになったのである。

しかも、鉄道守備隊は、日露戦争から第 1 次世界大戦直後に至るまで現役将官である関東都督府長官の指揮下におかれ、都督府陸軍部と称されていたが、1919 (大正 8) 年 4 月に長官を文官としたため、都督府が租借地 (関東州) を管理する関東庁 (長を関東長官と言い、関東軍司令官と満州特命全権大使を兼務し、関東州の管轄、満鉄業務の監督と路線の警務を行なう) が設置された。

なお、この時点で満鉄 (「総裁」は官僚的であるとして「社長」に改称されるが、昭和 2 年に再び復活する) と陸軍部に分離されて以後、「関東軍」として編成されるが、満蒙治安維持の立役者としてその政治的地位を強化し、対中国政策に影響を与えるようになるその基盤は、満蒙における日本

(図 1) 満州事変当時の満洲



備考 山口重次『悲劇の将軍 石原莞爾』(扉)より

の特殊権益・特殊地位を有するという考え方であったのである。

中華民国が成立すると満州もその支配下に入ったが、1925（大正14）年7月、国民党（総統蔣介石）が広東で国民政府を樹立すると同時に、北伐を開始すると、関東軍司令部は、「東三省（熱河特別地域を含む）に一長官を置き、自治を宣布せしむ」との方針を決定し、満蒙を国民革命から切り離し、日本の特殊権益地域化していく動きを強めていった。

満州支配が1906（明治39）年からスタートして1931（昭和6）年までの25年間は、日本の支配は南満州の一部分に限られていたが、満州事変を契機に、以後日本の支配力は満州全域に拡大し、日本が敗北によって満州を放棄するまでの15年間にわたって植民地支配の活動を展開することになるのである。

（3）満鉄の経営理念 — 「文装的武備」論 —

これらの鉄道経営のために1906（明治39）年11月に半官半民の国策会社南満州鉄道が設立され（同年6月の満州鉄道創設の勅令〈第142号〉による）、参謀総長で台湾総督を兼任する児玉源太郎の推挙によって初代総裁に台湾総督府民政長官の後藤新平（副総裁中村是公、後藤に継いで第二代総裁）が就任した。任期は明治41年7月までであったが、満州の経営理念は、基本的には後藤の独自の経営理念である「文装的武備」論を反映している⁽¹⁾。

後藤は、「満州をして列国民人和緝 互營の利市たらしめんこと⁽²⁾」、すなわち資本主義的市場たらしめることが、満州経営の最終的な目的であり、意義であると認識し、その原則こそが「文装的武備」論にほかならず、「文装的武備」とは、「文事的施設を以て他の侵略に備へ、一旦緩急あれば武断的行動を助くるの便を併せて講じ置く事」であり、「王道の旗を以て覇術を行ふ⁽³⁾」ことであるという。そして満鉄は、そうした植民活動としての鉄道経営・炭坑開発・移民・牧畜諸農工業開発という〈経済開発・文化開発〉のための役割を果たすべきであるとし、こうして満州経営は、この満鉄を中枢の機関として出発したのである。

後藤は、そのために従来の都督府・領事・満鉄という「三頭政治」もしくは加えて陸軍・海軍による「五頭政治」の弊害を改め、多頭政治の統一を要求しているが、「文装的武備」論の真の姿とは、実は権力を満鉄総裁に集中することを要求することであったのである。

満鉄は、鉄道付属地域における行政権を委任され、また教育・衛生を含む諸事業の経営権、必要経費のための課金を徴する権利を許容されていたのである。「満鉄はそれに託された、もろもろの重要な経済的、軍事的の国家目的を遂行していくべき植民地開発会社であった。この目的を達成するためには、まずその前提条件として鉄道の整備の改善をはじめ、あらゆる近代的施設を設置することが要求された⁽⁴⁾」のである。

満州開発のためには、華北と北満の距離を縮める近代的交通機関の建設と整備、外国貿易に必要な諸施設（港湾、船舶、金融機関、取引所等）の建設、輸出するための海外市場の販路の開発と拡大、そして活動に必要な日本人官吏、満鉄従業員、技術者、企業化を定着させるための諸公共事業の建設、都市経営等が要求され、これらの開発・建設事業が満鉄を中心に展開され、やがて「満州支配の最大の桎梏に転化する⁽⁵⁾」ことになる。

（4）満州移民と都市人口

これに対して日本の満州移民は、上記の満州における四大開発政策の要として、また「我若し満州に於て、五十万の移民と数百万の畜産とを有せんか、戦機若し利ならば、進みて敵国を侵略する

表 1 満州における日本人人口の増加趨勢

年次	関東州	付属地	合計	以上の地域外	総計
1906(明治39)年	12,792	3,821	16,612	—	—
1910(明治43)年	36,668	25,266	61,934	14,407	76,341
1915(大正4)年	50,176	34,396	84,572	16,993	101,565
1920(大正9)年	73,894	61,576	135,470	24,590	160,060
1925(大正14)年	90,542	83,620	174,162	13,826	187,988
1930(昭和5)年	116,052	99,411	215,463	18,286	233,749
1935(昭和10)年	159,749	190,508	350,257	144,451	494,708
1940(昭和15)年	202,827	—	—	862,245	1,065,072

備考 関東局調査による「満州開発四十年史(上巻)」(84ページ)より作成

表 2 関東州・付属地の人口増加

	関東州人口の増加				鉄道付属地人口の増加			
	1905年	1910年	1930年	1935年	1906年	1910年	1930年	1935年
日本人	5,025	36,668	116,052	159,749	3,821	25,266	99,411	190,508
朝鮮人	—	2	1,794	3,251	—	384	15,900	31,415
中国人	369,726	425,599	820,534	955,514	7,675	31,774	235,016	278,385
第三国人	34	112	734	1,356	—	13	1,769	1,088
計	374,785	462,381	939,114	1,119,870	11,496	57,437	352,096	501,396

備考 関東局調査による 前掲「満州開発四十年史(上巻)」(84ページ)より作成

表 3 関東州・付属地における日本人有業者職業別人口

	農業	林業	工業	鉱業	商業・交通業	商業	交通業	労働者	公務・自由業	家職	その他	無職	合計	家族	総人口
1910年	195	197	3,844	—	4,445	—	—	3,144	3,072	632	12,684	243	28,456	33,882	62,338
1930年	971	275	14,888	1,841	—	17,946	16,279	—	17,631	1,545	3,402	803	75,582	139,881	215,463
1935年	1,112	552	28,742	2,773	—	33,191	23,814	—	29,512	5,781	7,115	1,779	134,371	210,902	345,273

備考 日本帝国統計年鑑・関東局統計局による 前掲「満州開発四十年史(上巻)」(85ページ)より作成

の準備となすべく、亦若し我に不利ならば厳然不動、和を持して以て機会を俟つに足るへし(後藤新平「満鉄總裁就任情由書」という大陸経営の一使命として軍事戦略的に構想され、また1910(明治43)年には外務大臣小村寿太郎が、議会で20年間に100万人の満蒙移住を提唱した。しかし、現実には、満州事変に至るまでの25年間にわたる満州移住は関東州、満鉄付属地等でわずか23万人にすぎず、農業移民は1,000人にも満たなかったのである。この失敗は、事変までの満州経営がもつぱら利潤の追求に終始した結果でもあった。

日本人の満州移民が本格化するのには、「本格的移民期」とされる傀儡国家満州国成立からアジア・太平洋戦争勃発にかけてであり、それは経済移民ではなく、あくまでも一つには、満州国の治安の維持と関東軍の後備兵力(武装移民)としてソ満国境の防衛に投入されるという軍事的性格をもち、第二には、昭和恐慌と農村不況による天皇制を支える政治的・社会的基盤の動揺を抑止すると同時に、「日本的秩序」の中核的な存在たらしめるといふ政治的任務をかせられていた⁽⁶⁾。

それ以前においては、例えば(表1, 2, 3)に見られるように、「在満日本人人口が目立った増加を示したのは第1次大戦中と戦後であった。...

表 4 満州における都市の発達

	1907年	1915年	1925年	1930年
20万以上	—	—	3	3
10～20万	2	3	1	2
5～10万	4	3	9	6
3～5万	7	10	6	11
1～3万	24	34	51	53
計	37	50	70	75
都市人口数	1,062	1,544	2,629	3,031
農村人口数	16,717	18,566	23,873	26,544
都市人口比	6.0%	7.7%	10.2%	1.02%

備考 前掲「満州開発四十年(上巻)」(97～98ページ)より作成 人口数の単位(千人)

日本人の活動地域は、日本の行政権の及ぶ関東州および鉄道付属地に限られていた。日本人の大部分は鉄道従業員や行政的事務に従事したもののほか、関東州および付属地において商工業、鉱業に従事したのちから成り立って⁽⁷⁾おり、関東州および満鉄付属地における諸都市の建設と行政面に異常な努力を傾注し、注目すべき……大連を自由港とし、埠頭設備と市街地建設のために巨費を投じ、……近代的設備の完備した……都市を出現せしめた。このほか満鉄付属地の停車場を中心とする市街地においても道路、水道、下水、電気、ガス、公園、学校、病院等の施設が大規模に日本人によって実施され、衛生的な小都市が出現した。これらの諸都市においては治安が保たれ、近代的行政が施行され⁽⁸⁾た。

その結果たしかに、これらの条件は、部分的には都市の発達を促し、人口の都市集中を加速化させることになったが、満州の都市は工業都市としてではなく、商業都市として発達し、人口3万未満の小都市が大半をしめることになった（表4 参照）。

以上のごとく、満州事変までの約25年間におよびわが国の満州経営は、欧米帝国主義諸国が世界各地で行っていた伝統的な植民地支配の特徴に沿ったものであり、満州は、支配の主体である日本資本主義の発展のための商品市場、投資市場、原料・食糧等の資源・補給圏として経済的に従属し、近代的な工業化が阻止されるのみならず、旧帝國的支配秩序を温存しつつ、かつ封建的な社会経済構造を拡大再生産しながら典型的な植民地的発展をたどったのである。

したがって、満州国成立前の体育政策は、こうした支配構造に強く制約せざるえない。

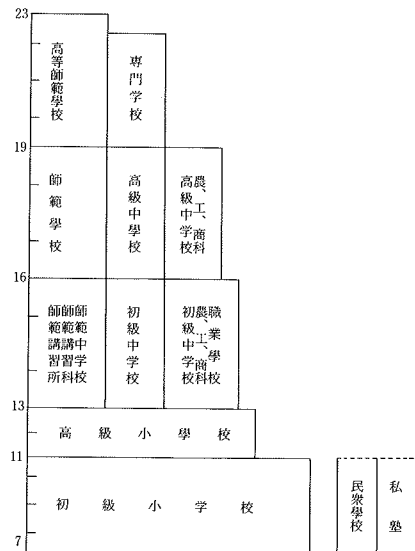
3. 満州国成立前における〈皇民化・融和〉教育政策

(1) 教育制度と融和政策

教育は大別して関東庁管内と領事管内に分けられ、関東庁管内は長官が管掌し、領事管内は領事および外務・文部大臣が管掌する。関東庁管内は関東州の教育と奉天や長春等の満鉄付属地の教育に区分され、州内は州長が、付属地は満鉄が経営にあっていたが、朝鮮人の学校は主として朝鮮総督府が管掌していた。注意すべきは、以後、在満日本人の教育行政権は、昭和12年12月1日に実施された日本の満州国における治外法権の撤廃および南満州鉄道付属地行政権の移譲の際にも「保留」となっていることである。

一方、教育制度としては、(図2)のように、建国前には初級小学校4年、高級小学校2年制、両者を併置した完全小学校が存在していた。初級小学校のカリキュラムは修身、国語、日本語、算術、自然、作業、体育音楽、図画の9科目、高級小学校では修身、国語、講経、日本語、算術、歴史、地理、自然、実業、体育、音楽、図画の12科目(女子には家事裁縫を加える)となっているが、「体操」

(図2) 学制改正前の学校体系



備考 満州帝国政府編「満州建国十年史」(702ページ)による

科ではなく、「体育」科という教科名に注目したい。

また言語、教育目的、教育課程の相違から日本人教育、中国人教育、日中共学の方法によって実施されていたが、基本的には小・中等教育においては日中分離主義、専門および大学教育は共学制を採用していた。日本人に対する教育は、これを義務化せず、小学校・実業補習学校・中学校・高等女学校・実業学校・専門学校・大学等があり、すべて日本の学制を援用してきたが、特に満州の環境と生徒・児童の将来の生活上の要求から学科目、教材、教授訓練等を改編していった。

(2) 初等教育と〈皇民化〉教育

日露戦争以後、日本の領有化になった租借地の関東州立、居留民団立、満鉄付属の日本人学校が設立されていったが、初等教育に関しては1905(明治38)年10月、安東軍政署が安東日清学堂内に小学校を付設したのが最初である。翌年の5月、營口軍政署により營口小学校、遼陽基督教青年会によって遼陽小学校が設立されている。

表 5 関東州・鉄道付属地教育機関(初等・中等教育)

	小学校			公学堂			普通学堂			中学校			女学校			家政学校			実業学校		
	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数	校数	生徒数	教員数
関東州	22	16,333	—	11	8,718	258	127	24,448	564	4	2,538	119	4	2,342	118	2	71	9	6	1,869	149
付属地	32	14,524	—	19	4,818	144	—	—	—	5	1,932	125	4	1,567	85	13	426	61	1	388	29
計	54	30,857	913	30	13,536	402	127	24,448	564	9	4,470	244	8	3,907	203	15	497	70	7	2,257	178

備考 1931年12月現在 前掲『満州開発四十年史(補巻)』(76ページ)より作成

表 6 鉄道付属地小学校児童数

	明治41年3月	明治45年3月	大正6年3月
尋常科		222	1,535
高等科		261	1,702
学級数		12	57
教員数		14	75

備考 前掲『満州開発四十年史(補巻)』(73ページ)より作成

表 7 保護者職業別(高等科)

満鉄社員	3,170	労働	38
商業	606	医師	38
官吏	249	軍人	31
工業	170	旅館	24
料理店	116	運送	21
土木請負	85	その他	355
農業	54	計	3,957

備考 大正6年3月現在前掲『満州開発四十年史(補巻)』(74ページ)より作成

また同年8月、外務大臣、大蔵大臣、逓信(郵政)大臣の命令書によって満鉄が鉄道付属地内に教育事業の経営義務を負うことになり、満鉄は、その経営を居留民会に委ねていたが、明治40年10月居留民会が廃止にともなって会社経営に移し、関東都督府(大正8年関東庁になる)の監督下におかれることになった。

満鉄創立当時の初等教育機関は、このほか奉天小学校(明治39年10月 居留民会)、撫順千金寨小学校(明治40年3月 大谷派本願寺系)等公立3校、私立3校に過ぎなかった。当初、満鉄は居留民会に学校経営をさせていたが、居留民会の廃止によって漸次会社経営に委譲し、そして1908(明治41)年2月に付属地小学校規則を制定し、学校配置計画にしたがって年々拡張していった(表5, 6, 7参照)。

教育方針は、すでに1911(明治44)年には満鉄付属地内の7校に「御真影」が下付されているこ

とからも理解されるように、国体観念の養成が重視されたことは自然のなりゆきであったが、『満州開発四十年史』には、「身体を鍛練して抵抗力を養成し、……他日植民地における業務に従事して国民（国家）発展の人に当らんとする人物の陶冶を期せざるべからず……、教授においては……個別指導の方針をとり、……学級教授においては特に児童の自学自習を奨励し、……学級児童の平均数を約四十名に制限⁽¹⁾」したと記されており、ここにも大正自由教育の影響を垣間見ることができるのは、意外である。

また満鉄は、植民地在住の児童の特質について研究を進め、1915（大正4）年には児童訓練要目を定め、教科内容の生活化、地方化を理念として、中国語を随意科として課し、また各種の補充教科書を盛んに使用したという。

(3) 中等・専門・大学教育と軍教の実施

日本人の中等教育は、1909（明治42）年に旅順中学校が設立され、1918（大正7）年には関東庁によって大連第一中学校、さらに1924（同13）年には大連第二中学校が設置されている。一方、満鉄によるものとしては、大正7年に奉天に、同12年に鞍山と撫順、同14年に安東に中学校が設立された。

女子教育に関しては関東庁により1910（明治43）年に旅順高等女学校、1914（大正3）年に大連神明女学校、続いて1919（大正8）年には大連市によって大連弥生高等女学校が開設され、また満鉄によって鉄道付属地に奉天浪速高等女学校（大正9年）、新京高等女学校、安東高等女学校（大正12年）、撫順高等女学校（大正11年）等がそれぞれ設立されている。

これらの中等学校は文部省令、もしくはこれに準じた会社特定の学校規則によって運営され、在外指定学校の指定を受け、1927（昭和2）年から男子は軍事教練が課されるようになった。

満州における日本の専門教育施設として日本人教育を中心とした専門学校と日中共同の専門学校が存在した。前者には南満州工業専門学校、満州教育専門学校（昭和8年廃校）、日露協会学校があり、後者は、旅順工科大学付属工業専門部（明治43年設置された旅順工学堂が前身であるが、大正11年の旅順工科大学の設立により、大正15年に廃止される）、南満州医学堂（満鉄の経営によるもので、大正11年には南満州医科大学に改組される）である。

例えば旅順工科大学は、1929（昭和4）年5月現在で教員数100、学生数は予科、日本人171、中国人31、大学、日本人152、中国人16、予備科に14名の中国人が在学していた。また満州医科大学は、昭和4年4月末現在、学生数、大学、日本人219、中国人23、予科・予備科、日本人185、中国人121、専門部、中国人114名、教授数は101名を擁していたといわれる。

(4) 外国人教育と融和政策

1904（明治37）年12月、錦州軍政署は日本側による中国人に対する最初の南金書院民立小学堂を開校したが、これが日本人による満州における中国人教育の創始であるとされている。明治39年には既設の学堂を公立とし、民立を改めて関東州公学堂南金書院と改称するとともに、関東州民政署に移管した。その学堂教育の方針は、日本の「小学校令」と酷似しており、「児童の身体に留意し、徳育を施し、ならびにその生活に必須とする普通の知識技能を授けることを主眼とする」というものであった。

また朝鮮人に対する教育は、ほぼ朝鮮総督府学校規程によっていた。一方、中国人に対する教育は、日本語を中心に融和政策のもとで普通学堂（4年制）・公学堂（6年制、土地の状況により4年

制)・中学堂・師範学堂(1校)を設置し、支障のないかぎり日本人の学校に入学することを認めていた。

4. 満州における植民地体育政策の現況

(1) 学校体育と保健政策

建国直前の満州体育・スポーツ界は、関東州庁ならびに満鉄(満鉄運動会)によって付属地を中心に日本人を対象としてわずかに存在していたにすぎない。

『満州建国十年史』は「建国前の満州体育界は、満鉄付属地を中心とする日本人対象の体育に於て、誇るべき成果を結んでいたのであるが、満州全土に対する体育施策には何ら見るべきものが無く、僅かに旧政権の一部選手中心の体育施策に、その名残を止めたに過ぎない」と指摘するとともに、「満鉄は施政の当初より夙に付属地福祉施設に力を致し、殊に体育施設に対しては学校社会を通じ、日本内地に先がけて完璧を期し、岡部平太、斉藤兼吉両氏を得るに及び飛躍的な発展を遂げ、創業三十年付属地行政権移譲に際し、体育方面にも亦満鉄は不滅の功績を残したのである⁽¹⁾」とも自画自賛している。

岡部平太、斉藤兼吉等は、先進欧米諸国の体育事情を視察し、デンマークのニールブックを満州に招聘するとともに、「満鉄では満州の気候にマッチした学校体育要目を制定、小・中等学校等を通じ、全学校に体育館を完備し、全校庭にスケート場を整備し、専任学校医を地区ごとに常置することなどによって学校生徒の体位は逐年向上し、日本内地に比べはるかに優位を示した。さらに中国側の東北大学、馮庸大学にも出張してその体育指導に当たった⁽²⁾」といわれる。

満鉄が制定したとされる「学校体育要目」が建国後の「学校体育教授要目」をいうのか、またその性格・内容がどのようなものであったのか、さらには当時初等教育(初級・高級小学校)のみならず、中等教育等における「体育」の内容・方法が日本の「学校体操教授要目」によっていたのか、実態がいかなるものであったのかは、残念ながら不詳であり、今後の課題である。

一方、保健に関しては夏期には戸外聚落活動を組織し、海浜聚落(明治43年開始)、温泉聚落(大正7年)、山間聚落(大正13年)等を開設している。学校衛生に関しては、1908(明治41)年2月の付属地小学校規則で私立に学校医を置き、公立には翌1909(明治42)年6月に義務づけ、毎年学校衛生研究集会を開催している。また1910(明治43)年にはトラホーム予防巡回診療制を制度化し、1918(大正7)年にはトラホーム予防規定を定めた。

1921(大正10)年からは学校衛生婦(中等学校には昭和6年以降)をおき、昭和3年には歯科、眼科の診療規定を定め、1929(昭和4)年には公費区学校医職務規定を定め、沿線小学校、家政女学校、幼稚園に専任の学校医を3名がおかれ、児童身体検査(発育検査、一般検査、特別検査)が実施されている。

(2) 満鉄とスポーツ・クラブの組織化

近代スポーツ、広域にわたる全国的なスポーツ・クラブ組織ならびにスポーツ大会の成立によって近代的な賃金労働者群の形成、近代都市の出現、近代的な交通機関の整備、そして何よりも近代的なスポーツ施設が不可欠である。しかしながら、満州における都市の発達は、きわめて未成熟であり、1930(昭和5)年の段階で全都市75の内、その大半が人口数1~5万の小規模都市であり、都市人口比は、農村人口数に対して1.02%であった(前掲表4 参照)。

表8 満州における体育・スポーツ団体組織名・所在地・設立年・主要事業等

団体名	事務所所在地	設立年月日	代表者氏名	主な事業内容
満鉄運動会	満鉄地方部学務課内	明治43年	満鉄総裁	体育運動の実施、施設の計画・管理
大連基督教青年会体育部	大連市敷島町内 大連基督教青年会内	明治44年3月1日	体育部主事 黒田善八	室内体育館で少年・学生・青年・社年別に毎週日曜日に体操、運動競技を指導
満州体育協会	満鉄地方部学務課内	大正11年	満鉄地方部長	—
大連市民射撃会	大連市西公園町156	大正11年2月11日	大連市長 小川順之助	—
大連講道館有段者会	満鉄地方部学務課内	大正12年	会長 山西恒郎	毎年春秋2回全満有段者・無段者団体試合、全満中学校柔道大会の開催
満州剣友会	同上	大正12年5月	副会長 森本勝己	全満剣道大会、全満中学校選手権大会、全満対内地学生・有力団体戦等の開催
大連アスレチック倶楽部	同上	大正15年	自治制	陸上競技大会の開催、選手の派遣・招聘
満州ラグビー蹴球協会	大連市南満州工業専門学校	昭和3年11月3日	常任理事 桂正一 大賀潔 安藤武雄	満州の中核機関として該競技の普及・発達を図る
大連籃球連盟	大連基督教青年会内	昭和3年12月11日	連盟委員長 岡大路	春秋競技会・研究会の開催、審判員の養成・派遣、審判員協会の設立
旅順体育協会	関東庁体育研究所内	昭和4年12月16日	関東庁内務局長	全旅順学生競技大会・全旅順スケート選手権大会・全満スケート選手権大会の開催
満州学生陸上競技連盟	南満州工業専門学校	昭和6年10月18日	委員長 松田一人	満州学生陸上選手権大会・同記録認定・年鑑・その他出版・連盟の目的に適した一切の事業

備考 「植民地ニ於ケル体育運動団体ニ関スル調査」（文部省大臣官房体育課1932年）より作成、なお「籃球」はバスケットボールの初期の名称で、その後「籠球」と呼ばれるようになる。この他、大正2年に満鉄の野球クラブである「満州倶楽部」が設立されている。

このことは、すでに指摘したごとく、満州国成立前における〈統治＝権力〉機構の農村への拡大政策のもとで、移民が基本的には農業移民であったことに由来する。

こうした客観的・物質的な環境のなかで近代スポーツの大衆的な発展を期待することは困難であったことは、容易に推測できるといえるだろう。そうしたなかで、満州国成立以前のスポーツは、国策会社「満鉄」の「運動会」という支配層のエリート組織を中心に普及、発展していったが、そのスポーツ・クラブの組織化は、すでに1910（明治43）年には満鉄運動会が組織されているように、明治の後期から始まっている。

後藤新平は、社員に対して「大家族主義」を説いていたといわれ、満鉄「社員会」が結成されるのは、大正15年のことであるが、同会の綱領には、(一)自主独立の精神を涵養し、自律自治の修養を積むこと、(二)会社の使命に立脚し、その真正なる地位を擁護すること、(三)会社の健全なる発達を基調とし、社員共同の福祉を増進すること、が掲げられており、満鉄運動会がそうした精神的土壌を背景に設立されたであろうことは、容易にうかがい知ることができる。

1922（大正11）年には、既に後の満州国体育協会の前身である統合的な「満州体育協会」が設立され、満州事変の1931（昭和6）年までに組織されたクラブ組織は、(表8)の通りであるが、各種目別のクラブながら11団体に及んでいる。

ちなみに、わが国においてスポーツ組織（体育協会）が成立するのは、大正後期のことであった。文部大臣官房学校衛生課が、1925（大正14）年に行なった「社会体育団体に関する調査」によれば、同年の4月末段階で府県単位の既設の組織（計画中の団体は除く）は、19団体であることを考慮に入れるならば、決して少なくはない⁶⁹⁾。

例えば野球に関していえば、早くも1909（明治42）年4月に大連の実業団が社員対見習の試合（伏見台中央試験所前広場）が、同年9月には大連実業団と米艦乗組員との試合が行なわれている。また1913（大正2）年6月には大連実業団と満州倶楽部の試合（西公園小学校北側）が行なわれている。

1915 (大正 4) 年 9 月には第 1 回の満州野球大会が奉天で開催され、長春チームが優勝しているが、以後毎年開催されるようになった。同年現在で満州における野球クラブは、大連に満州倶楽部 (満鉄)、大連実業団、工業学校、若葉会、満鉄埠頭、同電気、同沙河口工場、旅順工科学堂、中学校、奥地満鉄撫順、奉天、長春等に存在していた。そしてこの年に大連西公園にグラウンドが設置されている。

そして1916 (大正 5) 年には満日主催の第 1 回関東州野球大会が開催され、翌 6 年に早稲田大学のチームが渡満し、満鉄倶楽部と対戦している。以後、ほとんど毎年日本の大学、高等学校 (旧制) を招聘し、試合が行なわれている。渡満した大学は早大、東大、慶応、明治、立教、法政の 6 大学ほか、学習院、京大、同志社、関西学院、一高、三高、山口高商等東西の主要大学の野球部のみならず、大毎、宝塚協会等も対抗戦に参加し、1925 (大正14) 年には極東オリンピック、1927 (昭和 2) 年には第 1 回都市対抗戦に満鉄倶楽部が初参加している。

各スポーツ種目による全満ならびに各地域 (たとえば旅順等) 中等学校や大学選手権大会の開催が可能であったことは、中等・高等教育の整備とスポーツの普及と定着が不可欠であった。

『満州国史』は、当時の様子を「社会体育面においては、満州体育協会 (大正11年設立) が中心となり、高野茂義範士、鯨岡喬七段を中心とする武道の普及、大連満俱、大連実業等の野球界、彗星のマークをもつ陸上競技団、終始日本をリードしたスピードスケート、アイスホッケーなど最たるものであり、また関東州三十周年記念行事としての日仏対抗競技大会の開催など、満州体育発展の基盤が、日本側の手によって築かれていたものである⁽⁴⁾」と伝えている。

一方、満州全土に対する体育政策に関しては、軍閥によって振興策がとられていた。『満州建国十年史』は、極めて否定的に断じている。

「張学良もその没落の晩年、付属地体育に刺激されてようやく体育に目覚め、奉天城内に大競技場を建設し、優秀選手養成に力を入れたのであるが、勿論それは一般大衆の体育的基礎に立ったものではなく、偶発的學生選手発見の競技本位のものであった。当時満州には初等、中等学校は寥々たるものであったが、大学、専門学校は、軍閥の権力拡充を期する意味で立てられた私設のものが三十余校も濫立し、徒に輪奐^{りんかん}の美を競っていた。

張学良は、之等大学、専門学校に運動競技を奨励し、就中奉天東北大学、馮庸大学^{ひょうよう}に対しては、専任指導者を配して優秀選手養成を企画した。・・・而し其の奨励方法は唾棄すべきもので、選手には莫大な奨励金や競技用具を公布し、競技の為めの休学を公認し、一般学生よりは特殊扱いを受け、醜状目に余るものがあったのである。一方学校体育について見ると、体育要目は制定せられていたが名ばかりで、体育教師は教師中の最下位に甘んじ、施設又微々たるもので何ら建設的足跡を見せていないのである⁽⁵⁾」と。

満州への望郷という感情を背景に編纂された同刊行会の指摘は、当然このような記述にならざるをえないだろう。だが、その実情の解明は、今後にまつほかない。

また対外的には、満州国が国家として国際的な認知を得るために第10回オリンピック大会に参加することを画策し、大日本体育協会の影響を背景に大同元年 5 月に派遣選手を決定し、国際オリンピック委員会とオリンピック組織委員会に働きかけたが、承認を得られず断念している。

大同 2 年 7 月には、全日本女子スポーツ連盟主催の招聘により女子選手 40 名 (陸上・バレーボール) が来日し、さらに同年 11 月の第 8 回明治神宮体育大会に、その視察をかねて陸上の 14 名が「満州」地方代表として参加しており、同時に関東と関西で開催された日滿交歓競技大会にも出場している。

この段階で指摘できることは、「満州国」成立以前における教育や体育・スポーツの在り様とは、〈移民＝自国民〉に対する〈皇民化〉政策と同時に、まさに支配者である「近代国家＝皇国日本」というイメージを誇示することであったことにほかならない。

(3) 満州青年連盟と体育・スポーツによる教化運動の開始

1928（昭和3）年5月、混迷する満蒙問題の積極的な解決をもとめる運動を展開するために大連新聞の呼びかけに、満鉄の青年社員を中心として大連で満州青年議会在が結成された。そして同年の11月に第2回青年議会において満鉄社員の山口重次、大羽時男らが「満州青年連盟」（以下、青年連盟）の設立を提案、満場一致で可決され、議会終了後に、正式に発足した。

青年連盟は、その結成宣言のなかで「今や世界の視聴は極東に集注し、隣邦の政情は混沌として国民帰趨の彷徨うこと年久しく、満蒙の前途も亦逆賭すべからざるもの」がある。「翻って母国の情勢を顧みる、産業の振興に、人口食料問題の解決に、其の資源を満蒙に俟つや急」であり、ために青年連盟の使命は「青年の純誠と熱情とを以て国策の遂行に尽瘁し、生を満蒙の地に献じて、国家大使命の貫徹を期せんこと」であると言い、「満蒙に於ける青年の大同団結を図り、満蒙諸問題を研究⁽⁶⁾」することを目的に掲げた。

青年連盟の理事長に満鉄理事の小日山直登、顧問には満鉄衛生課長金井章次（後に理事長）等が就任した。以後、青年連盟は、満蒙問題に対する在満日本人の危機意識を背景に、関東軍とともに建国工作に画策することになる。

青年連盟は、必ずしも満蒙政策に対する世論の喚起という対外的な宣伝活動に終始するだけではなく、その思想教化活動の一環として体育・スポーツ、そして保健に関する啓蒙活動を積極的に利用していったことを指摘することができる。青年連盟では、講演会、体育映画、体操実演、遠足会などを開催して、体育やスポーツ、保健に関する啓蒙活動を繰り広げている。

例えば「昭和5年度に於ける運動概録」によれば、第13回役員会（4月28日）において「協議事項」に「1 健康週間、遠足会に関する件 2 健康週間映画並に講演会に関する件」があげられているが、この「健康週間」は、この年に全満で4月27日から5月4日にわたって実施されるようになるが、建国後は、「体育週間」となり、全満にわたって実施されるようになる。

「四月二十七日から全満に亘って実施される健康週間に当って、満州青年連盟本部に於ては、種々なる催しを計画しつつあったが、二十九日天長の佳節を利用して、会員及一般一民の保健体育を強調するため、大房身連盟理事岡田猛馬氏経営の農園に遠足を行ひ、同農園の実習を行なつた。会する者本部理事を初め役員及会員、煩わしい都会生活から逃れて大地を耕す喜びを味合うと同時に、宏麗無辺の中に立ち、旭光の連盟旗の下で大に体育の増進をはかり、頗る有意義に一日を終つた⁽⁷⁾」という。

また健康週間の行事として映画と講演会が企画され、「体育・保健」の映画「手のたわむれ4巻、健康第一、二巻、体育映画二巻」と青年連盟理事長代理の金井章次が「保健に関して」、岡部平太が「保健体育に関して並びに映画の説明」について講演するとともに、体操実演会も開催されている。

さらに同年9月22日には（第4号議案）「全満州国際オリンピック大会開催の件」（哈爾濱支部提出）ならびに「日支露対抗陸上競技会開催の件」（長春支部提出）が決議されているが、『満州青年連盟史』には、こう記述されている。

「本案の主旨とするところは体育奨励を兼、日、支、露三国の親善に資し、延いて東洋の平和に貢献せんとするものにて、最も有意義なる催しなれ共、事国際的に亘り、且つ経費の点等よりして議

会に種々異論ありたるなれ共、長春支部の具体的精算、計画に信頼し、同支部に一切を挙げて委任するに決した」が、「爾来同支部に於ては奉天東北大学及哈賓爾露人体育協会と協議を重ね、其プランを進め来ったのであるが、翌昭和六年に至り日支関係は益々悪化するに至りたるを以て遂に中止の止むなきに至った次第である。⁽⁸⁾」

この青年連盟は、1932年7月25日、国務院において発会式と創立宣言を行ない「満州国協和会」（大正12年の関東大震災の際にあの大杉栄、伊藤野枝を虐殺した元憲兵大尉甘粕正彦が特務部長に就任する。また1939年11月には国策映画会社「満映」の理事長となる。）に再編成され、スポーツの擬似的、もしくは虚像としての〈文化開発〉政策に深く介在することになる。

あ と が き 一満州体育・スポーツの〈近代化〉幻想一

近代に成立したさまざまな大衆文化は、ある一定の政治性を帯びたイデオロギーとして機能することは指摘するまでもない。つまり全体主義、自由主義、共産主義等の政治・社会体制は、大衆文化やマスメディアのもつ大衆性・宣伝性・扇動性等に依存しながら、そうした大衆文化がもつプロパゴダの機能を積極的に利用してきた。近代において登場したスポーツも大衆文化として成長し、そうした歴史的制約を受けざるをえないことは、自明の理であり、かつて当然のごとく叫ばれたくスポーツの政治的中立〉という言葉は、今日、もはや死語となった。

近代においてわが国のさまざま大衆文化は、「明治神宮競技大会」に象徴されるように、わが国の国民に植民地帝国としての日本のイメージを刻み込むことに成功した。と同時に、それらの文化的媒体は、アジアにおける被植地民に対して、「皇国日本」としてのわが国の〈虚像〉を広汎に宣伝するために想像以上のメディアの機能を発揮した。それは、国家として成立する以前の「満州」においても妥当する。

すなわち、第1に、以上のような満州における満鉄を主軸とする体育・スポーツ政策は、〈資源圏〉として「満州」を位置づけるという戦略を忠実に反映し、「文化之融合」以前の主として満鉄付属地を中心とした自国民である移民の〈皇民化〉政策という旧帝國的支配の構造を内に含みつつ体育・スポーツ政策、換言すれば、後の「文化之融合」政策にとって不可欠な客観的・物質的条件をつくりあげることであった。

このことは、もともと欧米の帝国主義の大衆文化である総体としての〈近代スポーツ〉の日本化された〈複製〉文化を〈移植〉することによって、それを媒体に支配者としての植民地帝国である「近代化された皇国日本」のイメージを糊塗していく過程であったのである。

だが、第2に、この政策理念は、やがて満州国の成立によって変質していくことになる。つまり、建国と同時に大規模なスポーツ・イベント（「建国大運動会」や「満州国体育大会」など）を開催するという発想は、従来の植民地政策とは質を異にしている。つまり、こうした満州国における体育・スポーツの政策理念なり、その策定は、例えば日韓併合から始まる日本の朝鮮半島に対する植民地支配は、寺内・長谷川のいわゆる〈武断政治〉を経て、第3代斉藤実の〈文化政治〉へと軌道を修正させることになったことと対応している⁽⁹⁾。

その背景には、3・1独立運動に対して〈武力=力〉による封じこめ政策の限界を察知した日本帝国主義当局が、武断にとってかわる文化による植民地支配の可能性に目醒め、ある種の懐柔策として、それまでの弾圧政策を緩和し、植民地政策の重点を〈文化開発—近代化〉におくという方針を策定したことを意味する。まさに満州国における体育・スポーツ振興政策は、国内における先導

試行（その典型は「明治神宮競技大会」である）に学んだ〈成果〉の結果であり、かつスポーツのプロパガンダ性を十分認識していたといえよう。

注

- 一、旧字体を新字体とした
- 一、西暦、満歴、和歴を並記した
- 一、ルビの一部は引用者とする

（一）まえがき ～植民地体育政策に関する先行研究～

- (1) 拙著『昭和スポーツ史論』不昧堂出版 1991年 207～210ページ
 国家としての満州が、また他民族が参加したのは、この大会からであったが、満州のほか侵略支配した朝鮮・台湾などの植民地からの参加は第1回大会からであった。ただし、それも日本人に限られていた。
 『明治神宮体育大会報告書』は、満州国の参加について次のように述べている。
 「満州国に在っては建国以来日満一億一心の理想に基づき、国民体育運動を通じ、日満両国民の国交的交歓の深まる様指導して来たのであるが、特に日本国民の国民的大祭典たる明治神宮国民体育大会に対しては全国代表を送り、日本皇室崇拜、明治天皇の御聖徳を賛仰し奉り度き希望を有して居り、特に昨年本大会が政府主催に移り、未曾有の大規模のものとなり、挙国的の実を挙げ、国民的意気と感激を高く昂揚するに及んで満州国側の希望は一層熾烈さを加へたり。」（拙著 115ページ所収）
 満州国の参加の経緯については、本書で若干明らかにしているが、別の機会に改めて問題にしたい。
- (2) 「淪陥」とは、1931年9月18日の柳条湖事件から45年8月15日の日本の敗戦にいたる間侵略され、屈辱をなめさせられた中国東北部の歴史のことをさしている。
 なお、この拙稿を脱稿中に「満州国」教育史研究会（代表 海老原治善）から「『満州・満州国』教育資料集成」（全23巻 エムティ出版）が刊行されており、さまざまな分野で「日本近代と満州」問題が注目されつつあることをうかがわせる。本稿では、残念ながらこれらの資料を生かす時間的余裕をもちあわせなかった。他日を期したい。
- (3) 岩波講座『近代日本と植民地7 文化のなかの植民地』川村 湊「はじめ」
- (4) 以下の諸論を参照されたい。
 「日本植民地体育政策の特徴（一）—1911年朝鮮教育令の発布と体育政策の特徴—」（『体育・スポーツ評論』国民スポーツ研究所 不昧堂出版 1985年）
 「日本植民地体育政策（二）」（『体育・スポーツ評論』第2号 国民スポーツ研究所 不昧堂出版 1987年）
 「日本植民地体育政策の特徴（三） 皇国民化体育政策下の体力管理・スポーツ統制と民族主義的体育の抵抗」（『体育・スポーツ評論』第3号 国民スポーツ研究所 不昧堂出版 1988年）
 「日本植民地体育政策の特徴（四）」（『体育・スポーツ評論』第4号 国民スポーツ研究所 不昧堂出版 1990年）

（二）分析の視点（1）

- (1) 大江志乃夫「1 東アジア新旧帝国の交替」岩波講座『近代日本と植民地1』1992年 16ページ
- (2) 周知のことではあるが、日本が満州という土地にこだわりはじめるのは日清講和条約からである。この講和条約で海軍と陸軍の要求は一本化されず、海軍は台湾の領有を、陸軍は遼東半島の割譲を主張し、また外務省は奉天省南部の領有を主張した。その結果、日本の講和条約案では、(甲) 奉天省南部の地 (乙) 台湾全島とその付属諸島、および謀湖列島の割譲を清国に求めたが、いわゆる三国（露仏独）干渉によって断念せざるをえなかった経緯がある。
 もともと満州は、正確には「満洲」と表記するが、これまでの通例にしたがった。また日本側から呼ばれる「満州」というのは明確に定義しにくい厄介な代物であり、「とりわけ満州を一つの地名と考えたばあい、その範囲を正確に規定するのは不可能なこと」であって、「そもそも満州は地名かどうか曖昧である」（小峰和夫『満洲—起源・植民・覇権—』御茶ノ水書房1991年 「はじめ」とさえいわれるが、強烈な歴史的イメージが浸透しており、あえて「満州」とする。ちなみに中国側からは、「満州国」は「偽満」、もしくは「偽満州国」と呼ばれている。

1. リットン調査団と満州国スポーツ・イベントの展開

- (1) リットン調査団は、1931(昭和6)年12月10日、国際連盟パリ総会の決議「日支両国間の平和の基礎を攪乱する恐れのある一切の事情につき実地調査をなす」(第5項)ために組織された。翌年の1月委員としてリットン伯爵(イギリス)、クロードル中将(フランス)、シュネー博士(ドイツ)、アルドロヴァンディ伯爵(イタリア)、そしてオブザーバーのマッコイ少将(アメリカ)が任命された。
- (2) 満州帝国政府編『満州建国十年史』復刻 原書房 1969年 885ページ
- (3) 同 前 874ページ なお「満州国体育協会」については、次の機会にふれたい。
- (4) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 各論』第一法規出版 昭和46年 1186ページ
- (5) 満州帝国政府編『満州建国十年史』前掲 886ページ
- (6) 同 前 886ページ
- (7) 金森誠也訳 新人物往来社 1988年
- (8) 『満州建国十年史』前掲 886ページ 傍点筆者
開催期間は、奉天、新京、哈爾濱、東省特区等は2日間、その他遼陽、鞍山、営口、金州、旅順、大連、安東、撫順等では1日であった。
- (9) 同 前 886ページ

2. 関東軍の登場と満州国の成立過程

- (1) 後藤は、1857(安政4)年、岩手・水沢藩に生まれる。福島須賀川医学校に学んだ後、愛知県病院長、内務省衛生局長を経て、日清戦争では臨時陸軍検疫部に配属となった。この時検疫部長であった児玉源太郎の知己を得、児玉が1898(明治31)年1月に台湾総督に就任すると、後藤も総督府民生局長(後に民生長官)に推挙される。
局長就任中の9年間に後藤は、警察制度の改革、保甲制度による治安政策の確立、産業開発のための公債基金の導入、土地調査の実施などによって台湾の植民地統治に手腕を発揮し、1903(明治36)年には貴族議員に勅選される。

一方、1904(明治37)年6月に児玉は、乃木希典の後任として台湾総督を兼任したまま満州軍参謀総長に就任するが、1905年9月、後藤が満韓旅行の途中奉天の満州軍参謀部に児玉を訪ね、後藤の満韓政策論に傾倒し、満鉄總裁に推薦する。

なお「文装的武備論」とは、1914(大正3)年に幸俱樂部で講演した自らの植民地政策論をこう呼んだものである。

- (2) 信夫清三郎『後藤新平 科学的政治家の生涯』東京博文館 1941年 206ページ
- (3) 同 前 208ページ
- (4) 『満州開発四十年史』前掲 1931ページ
- (5) 鈴木隆史『日本帝国主義と満州 上』塙書房 1992年 149ページ
- (6) この点に関しては浅田喬二「満州農業移民と農業・土地問題」(『近代日本と植民地3』岩波書店 1993年)を参照されたい。
- (7) 『満州開発四十年史』前掲 84ページ
- (8) 同 前 86ページ

3. 満州における植民地教育政策

- (1) 同 書 『補巻』前掲 74ページ

4. 満州における植民地体育政策の現況

- (1) 同 書 873ページ

岡部平太は、明治24年9月、福岡県に生れる。福岡師範を経て大正5年、東京高師を卒業する。卒業後、水戸高等学校で柔道(講道館8段)の指導に当るが、1年後には、シカゴ大学に留学し、主にアメリカの大学体育を研究・視察する。大正10年に満鉄に入社し、体育分野を担当し、柔道のみならず体育・スポーツ全般にわたって企画、指導する。昭和6年まで満鉄に在職するが、昭和11年には馮備大学・北京大学において敗戦直前の昭和20年6月まで体育を講ずる。彼は、「日本体育の将来」(『体育と競技』昭和14年2月号)のなかで「東亜新秩序といふ大理想を提

示して邁進をつづける現状日本の姿は、実に世界歴史の壮観であり、「今日以後日本の体育論の主流は完全にこの長期建設の波動に乗って、その一つの礎石たる役目を果たすこと以外にない」と断じている。

戦後は福岡学芸（現教育）大学に勤めるとともに、昭和26年のボストン・マラソン大会の日本選手団監督となる。昭和31年3月、同大学を定年退官する。

斉藤兼吉は、1895年に佐渡に生れる。大正6年、芝浦で行なわれた極東大会に出場し、槍投げ・五種競技に優勝する。1920年のアントワープ大会に初出場の代表選手として参加しているが、彼がどういう経緯で満州とかかわりをもつようになるのかははっきりしていない。戦後は金沢大学教授を勤める。

- (2) 『満州国史 各論』前掲 1185ページ
- (3) 拙著 前掲書 48ページ参照
- (4) 『満州国史 各論』前掲 1185～1186ページ
- (5) 『満州建国十年史』前掲 873ページ
- (6) 満州青年連盟史刊行会『満州青年連盟史』1933年 復刻 原書房 1968ページ
- (7) 同 前 353ページ
- (8) 同 前 285ページ

あとがき

- (1) ただし、〈文化〉による〈植民地支配〉を〈武断〉（武力・軍事力）による支配と全く異質の支配形態と考えるのは、誤っている。〈文化〉の背景には、絶えず〈軍事力〉が控えている。ただ、〈文化政治〉は、支配者・被支配者の両者にとって、いずれも両刃の剣となりうる可能性を秘めている。この点に関しては西尾達雄氏の前掲論稿を参照されたい。

その他の参考文献

- 松岡洋右『満鉄を語る』第一出版社 1937年
 同上『興亜の大業』第一公論社 1941年
 満鉄会『満州倶楽部野球史』1969年
 藤原 彰『太平洋戦争史論』青木書店 1985年
 古谷哲夫『日中戦争』岩波書店 1986年
 入江克己『日本ファシズム下の体育思想』不昧堂出版 1986年
 江口圭一『十五年戦争小史』青木書店 1986年
 五味川純平『「神話」の国の崩壊』文藝春秋社 1988年
 武藤富夫『私と満州国』文藝春秋社 1988年
 入江克己『日本近代体育の思想構造』明石書店 1988年
 北岡伸一『後藤新平—外交とヴィジョン—』中央公論社 1988年
 万 峰『日本ファシズムの興亡』六興出版 1989年
 伊藤 隆 百瀬 孝『事典 昭和戦前期の日本』吉川弘文館 1990年
 秋水芳郎『満州国 虚構の彷徨』光人社 1990年
 渋谷重光『大衆操作の系譜』勁草書房 1991年
 佐藤卓己『大衆宣伝の神話—マルクスからヒトラーへのメディア史—』弘文堂 1992
 岩波講座『近代日本と植民地 4』岩波書店 1993年
 同上『近代日本と植民地 5』岩波書店 1993年
 同上『近代日本と植民地 6』岩波書店 1993年
 同上『近代日本と植民地 8』岩波書店 1993年
 「満州国」教育史研究編『「満州国」教育史研究 No.1』東海教育研究所 1993年
 山室伸一『キメラ—満州国の肖像』中央公論社 1993年